

# 移動等円滑化整備ガイドライン改訂の報告

---

## ・1. 改訂理由

授乳室等には、母親と子どもが一緒にに入るものと認識されているところがあり、母親一人で授乳室に入ることに抵抗を感じ、「搾乳」が必要なときに授乳室等を利用しづらいとのご意見を踏まえ、搾乳ができる環境の整備や、地方公共団体で取り組まれている優良事例について記載するなど、ガイドラインの改訂を行うもの。

## ・2. 改訂案

別紙参考資料5－1参照

※別紙5－1では、ガイドライン「第2部3. ④休憩等のための設備」の項目のうち、改訂となる項目のみ抜粋して記載している。

## ・3. (ご参考)前回の検討会で頂いたご意見等

別紙参考資料5－2参照

## f④休憩等のための設備

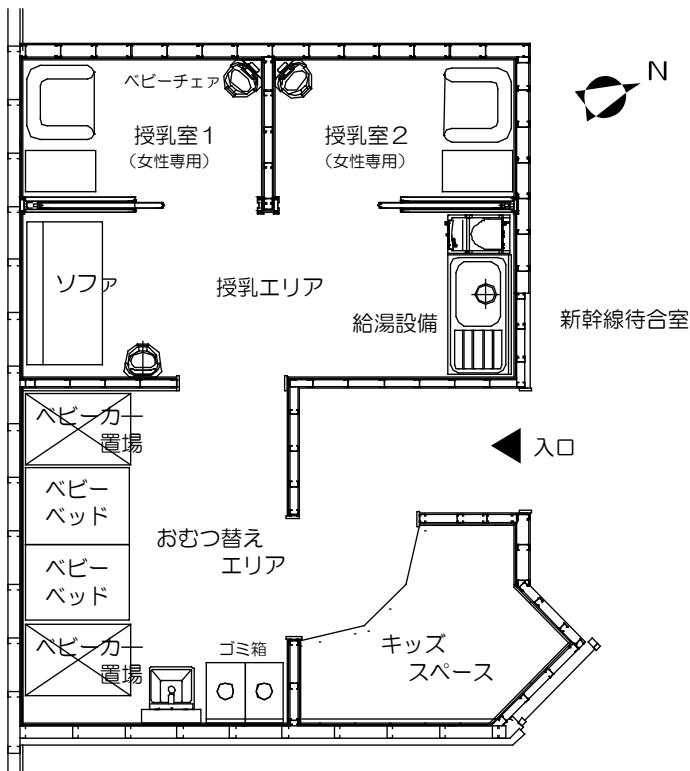
## ガイドライン

◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容

授乳室等	<p>◇授乳室等を設ける場合には、車椅子使用者、ベビーカー使用者等の利用に配慮した空間の確保や戸の形式等とすることが望ましい。</p> <p>◇授乳室や授乳・搾乳、おむつ替えのできる場所を設け、授乳・搾乳のための椅子、おむつ交換台（ベビーベッド）や、給湯設備、荷物置き場、空調設備、電源等を配置することが望ましい。</p> <p>◇防犯対策として、授乳室等の出入り口付近への防犯カメラの設置や、授乳室等内への非常ボタンの設置等に配慮することが望ましい。</p> <p>◇授乳室等の出入り口付近には、授乳・搾乳、おむつ替えのためのスペースであることを表示することが望ましい。また、表示する場合、男性の哺乳びんによる授乳やおむつ替えにも配慮し、内部の設備配置等の状況、男女の入室可否等を図記号（ピクトグラム）と文字の併記によりわかりやすく表示することが望ましい。</p> <p>◇授乳室等の内部設備配置の説明や設備の使用方法等について表示する場合は、点字等も用いて表示することが望ましい。</p> <p>◇授乳室等の有無や、設置数、位置、設備等について、ホームページやフロアマップ等で情報を提供することが望ましい。</p>	参考 2-3-20
------	---	-----------

## 参考 2-3-20：授乳室等の設置例

<東日本旅客鉄道 宇都宮駅（新幹線）の例：ベビー休憩室>



■ 授乳室内部



■ ベビーベッド・ソファ



■ 授乳室入口



施錠できる扉で個室として仕切られており、プライバシーが保たれるように配慮している。

■ キッズスペース  
(子どもが遊べるスペース)

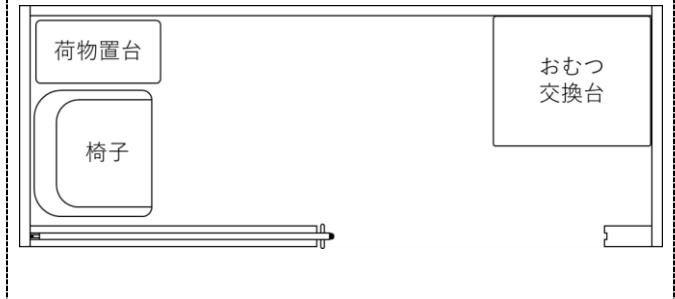


[提供：東日本旅客鉄道株式会社](#)

<小田急電鉄 新宿駅西口地下の例：授乳室>



■ ミニマムなベビー休憩室の例



提供：東日本旅客鉄道株式会社（上）- 小田急電  
鉄株式会社（下）-

※ベビー休憩室の各設備については、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7年5月）」も参照。

＜授乳室等の表示例（出典：日本産業規格 JIS Z 8210）＞



授乳室（女性用）  
Baby feeding room  
(for women)



授乳室（男女共用）  
Baby feeding room  
(for men and women)



ベビー ケア ルーム  
Baby care room



おむつ交換台  
Diaper changing  
table

（コラム 2-3-5-2）地方公共団体が独自に作成した、授乳室で搾乳ができることを示すピクトグラムの例

- ・神奈川県では、授乳室で搾乳ができるなどを示すピクトグラムを独自に作成している。
- ・このシンボルマークは、趣旨に沿った目的であれば、県外の自治体や事業者を含めだれでも使用することができる。（申請も不要である）



出典：神奈川県ホームページ

## 令和6年度第2回基準等検討会の論点整理表

別紙参考資料5-2

課題等		対応
1	授乳室は車椅子で入れるような基準はあるのか。	・「休憩等のための設備」について、「待合室」については、車椅子使用者、ベビーカー使用者等の利用の配慮についての記載されているが、「授乳室」については現行ガイドラインでは記載がないことから、今回の改正で記載することとする。
2	授乳室を使う際に説明に点字表記なども含めて検討してほしい。 例えば、ベビーチェアの使用方法についても点字表記しているのはごく一部のメーカーだけである。	・「授乳室」の使用する際の注意点等において、点字による表記について今回の改訂で記載することとする。
3	車椅子利用者の乳幼児連れに向けた設備は使いにくいところが多い。その辺りを含めた内容としてほしい。	・No,1の対応と同様。
4	・搾乳については、ベビー休憩室としてまとめて書かれていることが多く、大人のトイレとセットと認識されているケースが多い。 ・直接の授乳なのか、調乳した上での授乳なのか、搾乳なのか、文字でのフォローやサインとの関係などを改めて検討していただきたい。 ・こども家庭庁とも連携してほしい。また、災害時にも必要なのでその部分も書き分けていただきたい	・当該ガイドラインでは、「授乳室」を「休憩等のための設備」のなかで位置づけているところ。 ・今回の改正では、授乳室等の出入り口付近に授乳・搾乳等のスペースである旨の表示について記載し、明確化を図っている。 ・こども家庭庁との連携については、必要により連携したと考える。また、災害時の施設の利用方法については、当該ガイドラインでは緊急時の情報の伝達についての記載程度になっている。
5	今回の改訂でなぜこのようなサインが必要なのか、一般の利用者に対してどのような対応が必要なのかといった点を参考として記載してはどうか。	・ガイドラインに改訂理由についての記載は行っていないことから、改訂資料の改訂理由をより詳細に記載することとする。
6	・搾乳はセンシティブな問題であり、自分の身が安全でないと不安になる。利用しやすい環境づくりが必要である。 ・車椅子使用者のほか、大型のベビーカーが入れる室内の広さの確保が必要である。	・授乳室等の設置場所等については、ご意見として伺う。 ・No,1の対応と同様。